

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成28年9月7日として行った請求人の子である〇〇さん（以下「本人」という。）に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

心障センターでの1時間程度の面接等で総合判定4度（軽度）と判定されたが、本人の日常生活には、服薬、風呂、洗顔、睡眠（昼夜逆転）、大便等の点において、困難が非常に多くあり、とても知

的障害の程度が軽度とはいえない。

弁明書を読むと、判定に当たり、担任から聴いた学校での様子を参考にしたということはわかるが、親の話よりも担任の話の方を取り入れて判定しているのは正しくない。知的障害教育の最高水準とされる本件特別支援学校の教師の指導下という整った環境での本人の姿は、学校以外の、デイサービスでの活動や、地域・家庭において、日々様々なトラブルを起こしている普段の本人の様子とは全く違っている。

また、面接等の際には、心理担当者の対応が優れていたため、請求人が驚くほどに本人が円滑な会話ができていたが、普段は初対面の人とコミュニケーションができることはほとんどない。

また、個別判定基準表によるプロフィールごとの判定についての処分庁の説明には、反論すべき点が多々ある。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月18日	諮問
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は都要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当す

るもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

(3) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条、5条の規定を準用するとしている。

(4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 本人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー式による知能検査の結果は、IQ59と判定されている。7～8歳級の暗算による計算を含め、9～10歳級の課題まで大きな偏りなく正答できていた。

以上により、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分に相当するものと

して、4度と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等の場面では、「口が堅い」「手を焼く」といった慣用句の意味が答えられた。学校からの追加情報によると、授業の中では、例文を見て手紙を書いたり、短文を聞いて要点をメモすることができている。数学でも「 $7 \cdot 10 \cdot \blacksquare \cdot 16$ 」といった数列の規則性を導き出すことができている。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

実習では、就労支援B型の事業所に行っている。時間の概念の曖昧さがあり、作業自体はマイペースである。学校からの追加情報によると、学校としては、能力は高いものの、就労についての動機づけが上がらないことや、作業速度の問題もあることから、企業就労のために、さらなる訓練が必要であると評価している。

以上により、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

エ 「社会性」について

面接等の場面で友人と親友の違いについて質問すると、本人が「一つは、こいつ合わないなと思ってても根っこのところでは同じ同士だと思う。生意気だけど憎めない。」と答えたことから、本人なりに対人関係の機微を理解していると判断できる。また、学校からの追加情報によると、学校において、対人関係におけるトラブルはない。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会

生活が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等の場面で、好きなゲームや、どのくらいの得点が取れるかなどの日常会話ができた。また、学校でもこうした会話を友人たちとしているという。兄の名前を尋ねるとわかりやすく説明することができる。また、上記の友人と親友の違いなど抽象的な質問に対しても、自分なりの意見を述べることもできた。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）」が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

抗てんかん薬を内服しているが、発作は小学校頃からコントロールされている。

以上により、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等での請求人からの聴き取りによれば、本人は、嫌なことを言われると暴れたり、また生活リズムの昼夜逆転があり、自ら家の鍵を開けて夜間に無断外出することがある。その際に自宅に戻れずに警察に保護されることがある。鋏を用いてカーテンや羽毛布団を切る行為や、便を壁に付ける行為も見られる。一方、学校からの追加情報によると、校内においては、対人関係のトラブルをはじめ、無断外出や鋏を用いた危険行為や不潔行為などの行動面の障害は見られない。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等での請求人からの聴き取りによれば、一応箸を用いて食事ができるが、スプーンやフォークの方が多い。排泄はおおむね一人でできるが時に失敗することがある。また、着脱動作に介助は必要ないが裏表は気にしない。歯磨き・爪切りは不十分で請求人が行っている。一方、学校からの追加情報によると、生活面の支援の必要のない生徒であるという評価であり、具体的には給食の際は、問題なく箸を用いた食事が可能であり、また、排泄の失敗もなく、替えの下着なども用意していない。着替えはやや時間がかかるものの、間違いはなく、支援の必要はない。また歯磨きも時間になれば自ら行い、声掛けや介助の必要はない。

以上により、個別判定基準表における「周辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

#### ケ 小 括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中3項目が3度（中度）、同じく5項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、本人に対する面接等及び請求人からの聴き取り調査により得られた所見、及び学校から聴取した追加情報に基づくものであって、これらから得られる本人の状態について、項目により3度と4度の中間的なレベルにあって微妙な判定となったもの等もあると思われるものの、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうとすると、全体としては、「プロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するとするのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的発達症、自閉症、てんかんを有する。」と、

心理学的所見欄には「CA18 MA9:6 IQ59 鈴木ビネー改訂版、平成28年8月12日実施」と、

社会診断所見欄には「就労面の意欲が上がらない状況である。社会参加の動機付けを高める支援が望まれる。」と、

それぞれ記載されており、いずれも本人の状態に照応した所見であると認められる。

(3) 総合判定

本件においては、2回の判定会議及び本件特別支援学校への聴き取り調査を実施した経過が見られ、判断形成過程に不合理な点は見受けられない。その上で、上記(1)及び(2)の記載内容を総合して考察すると、本人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定したことに不合理な点は認められない。

したがって、本件判定書及び本件申請書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)